

第34回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和3年6月21日
 告示番号 第6号
 会議年月日 令和3年6月25日
 会議の場所 一関市川崎町 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸
 局長補佐 藤 原 弘 子
 局長補佐 佐 藤 正 浩
 主任主事 阿 部 喜 昭

本日の案件 第34回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時33分

議 長 (渋谷 皓 委員)	<p>本日の出席委員は22名であります。 定足数に達しておりますので、第34回一関市農業委員会総会を開会いたします。 なお、1番 伊藤 公夫 会長、17番 藤原 美喜男 委員より欠席の届け出がありました。</p>
議 長	<p>行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声あり) 異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に22番 佐藤 圭一 委員、23番 三浦 善昭 委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>書記には、藤原補佐、阿部主任主事を指名いたします。 審議に入ります。 「報告第78号 農地専門委員会の報告について」を上程いたします。 一関市農業委員会会議規程第32条の規定により、農地専門委員長より報告願います。</p>

農地専門委員長
(佐藤 繁 委員)

第8回農地専門委員会の協議結果について概要を報告いたします。

開催日時、令和3年6月18日、13時30分から14時30分まで、開催場所、一関市役所川崎支所2階多目的室、出席者は私ほか、農地専門委員7名、欠席3名、事務局からは、小野寺局長、佐藤局長補佐、千葉主事。

議題、協議(1) 荒廃農地に係る農地法第2条第1項に規定する「農地」の該当判断について、(2) 令和3年度農地パトロール(利用状況調査)及び荒廃農地調査実施要領等について。

協議事項は、次の2点について審議いたしました。

(1) 荒廃農地に係る農地法第2条第1項に規定する「農地」の該当判断については、議案第255号で提案される非農地判断対象地8筆について審議を行いました。

大東地域の1筆については、第7回農地専門委員会で該当判断を協議する際、一覧への掲載が遺漏していたもので、川崎地域の7筆については、申請者が農業後継者への生前一括贈与を行う申請の都合上やむを得ず今年度の農地パトロール実施を待たずに非農地判断を行うものであり、協議の結果、当該荒廃農地を非農地と判断することについて可と決定されました。

(2) 令和3年度農地パトロール(利用状況調査)及び荒廃農地調査実施要領等については、各種資料により事務局の説明後に審議いたしました。

その結果、原案のとおり実施することとしてよい旨、また、引き続き現地にたどり着けない場所への措置として「航空写真」の利用を可とする旨を確認いたしました。

前年度より、B分類の農地の意向調査を「非農地判断に同意しない場合のみ回答をもらう」方法に切り替えていることについて、令和3年度も同様の方法により行って差し支えない旨確認いたしました。

また、過年度に累積していた非農地判断のできない農地について、積極的に非農地判断の対象地として処理を進めていくことを確認いたしました。

法務局から非農地判断農地の現場写真を提供するよう求められるため、農地パトロールで確認した農地は航空写真により判断した農地を除き、所在地番と撮影日が確認できる状態で写真を撮影することとする旨説明を受けました。

議

長

以上、報告いたします。
ありがとうございました。
以上で「報告第78号」の報告を終わります。
質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議
議

長
長

なければ、報告第78号の質疑を終わります。
次に、「報告第79号 専決処分の報告について」を上程いたします。

局

長

局長より説明いたさせます。
報告第79号、専決処分の報告についてご説明いたします。
農地法第3条の3の規定による届出について、別紙のとおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、令和3年6月18日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から第24号までの24件、24名の方からの相続による届出に対して受理と決定したものです。

この専決処分につきましては、相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得したことの届出に対し、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは遅滞なく受理通知書をその届出者に交付」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで、会長において専決処分し、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

議

長

以上で説明を終わります。
以上で「報告第79号」の説明を終わります。
ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議
議

長
長

なければ、報告第79号の質疑を終わります。
次に、「報告第80号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。

局

長

局長より説明いたさせます。
報告第80号 農地現状変更届出の報告について、その内容をご

説明いたします。

このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であります。記載の第1号から第11号までの11件、16筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員及び推進委員に、届出の内容について通知しております。

届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては記載のとおりですが、現状変更の理由は、農業用施設の整備が8件、耕作の利便性を図るための盛土が3件となっております。

以上で説明を終わります。

以上で「報告第80号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

なければ、報告第80号の質疑を終わります。

次に、「議案第249号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

議案第249号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に一関地域に係る申請5件でございます。

第1号は、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者である譲受人が贈与により取得しようとするものです。

第2号は、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

第3号は、市の空き家バンクに登録された物件であり、譲受人は農地のほか居宅、宅地、原野、山林、雑種地、ため池を含めて取得するもので、売買金額は記載のとおりです。

譲受人は飲食業の経営をしておりましたが、市内に移転し、農業を始めたいとのことで、米、きゅうり、トマト等の作付・管理計画及び収穫物のネット販売、テイクアウトや店頭販売する店の出店等を記載した営農計画書を提出しております。

議 長

議 長

局 長

第4号及び第5号は、譲渡人と譲受人は祖母と孫であり、後継者である譲受人が生前一括贈与により取得しようとするものです。

次に、大東地域に係る申請2件でございます。

第6号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

第7号は、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

次に、室根地域に係る申請1件でございます。

第8号は、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

次に、川崎地域に係る申請3件でございます。

第9号は、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者である譲受人が生前一括贈与により取得しようとするものです。

第10号は、譲受人と譲渡人は親子であり、譲渡人が遠方に居住しており、労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおりです。

第11号は、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者である譲受人が生前一括贈与により取得しようとするものです。

最後に、藤沢地域に係る申請3件でございます。

第12号は、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

第13号及び第14号は、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

以上14件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第249号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方より現地調査の結果報告をお願いいたします。

議 長

9番
永畠 幸一 委員

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いいたします。
一関地域の農地法第3条現地調査報告を行います。

現地調査日、令和3年6月11日、午前9時より、調査員、農業委員 私 永畠、農地利用最適化推進委員 渡邊委員、佐々木委員、事務局職員 千葉主査、千葉主事。

報告内容、第1号から第5号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

議 長

以上でございます。

ありがとうございました。

11番
石川 誠司 委員

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いいたします。

大東地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和3年6月11日、午前9時より、現地調査員、農業委員 鈴木委員、小山委員、畠山委員、私 石川、支所職員 小野寺産業建設課主事。

報告内容、第6号から第7号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題はないと思われま

す。

議 長

以上です。

ありがとうございました。

4番
千葉 綾雄 委員

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いいたします。

室根地域、農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日は令和3年6月11日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 千葉、藤原委員、農地利用最適化推進委員 菅原委員、支所職員 小原産業経済課主任技師。

報告内容、第8号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

議 長

以上です。

ありがとうございました。

15番
遠藤 勝幸 委員

次に、川崎地域の担当委員の方、報告をお願いいたします。

川崎地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和3年6月11日、午前9時より、現地調査員、

		<p>農業委員、私 遠藤、農地利用最適化推進委員 小野寺委員、今野委員、支所職員 坂本産業建設課課長補佐。</p> <p>報告内容、第9号から第11号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により現地調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響もないことから問題ないと思われま</p>
議	長	<p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いいたします。</p>
14番		<p>藤沢地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。</p>
畠山 信吾 委員		<p>現地調査日、令和3年6月11日、午後1時30分より、現地調査員、農業委員 私 畠山、農地利用最適化推進委員 伊藤委員、佐藤委員、支所職員 佐々木産業建設課課長補佐、佐藤産業建設課主事。</p> <p>第12号から第14号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました。</p> <p>いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま</p>
議	長	<p>以上、報告いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上で現地調査の結果報告を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>なしとのことですので、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第249号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可とする方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第249号」を可と決めます。</p>
議	長	<p>次に、「議案第250号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p>
局 長 補 佐		<p>議案第250号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対</p>

する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。

最初に関地域に係る申請12件です。

第1号は、借受人が自己住宅を建築するために転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。

第2号及び第3号は同一事業で、借受人が公共工事に伴う発土処理場として利用するため一時転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

ただし、第3号につきましては、農振農用地であるため、農地法の例外規定により3年以内の一時転用のみ許可されるものです。

第4号は、借受人が公共工事に伴う駐車場及び資材置場として利用するため一時転用申請するものです。農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。

第5号は、譲受人が自宅への進入路の拡幅及び駐車場を整備するため転用申請するものです。農地区分は、第2種農地と判断しました。

第6号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。農地区分は、第2種農地と判断しました。

第7号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。農地区分は、第2種農地と判断しました。

第8号は、譲受人が建売分譲住宅4棟を建築するため転用申請するものです。農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。

第9号は、譲受人が自己住宅を建築するために転用申請するものです。農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。

第10号は、譲受人が建売分譲住宅4棟を建築するため転用申請するものです。農地区分は、第2種農地と判断しました。

第11号は、譲受人が自己住宅を建築するために転用申請するものです。農地区分は、第2種農地と判断しました。

第12号は、借受人が公共工事に伴う現場事務所及び資材置場として利用するために一時転用申請するものです。農地区分は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。

次に、花泉地域に係る申請4件です。

第13号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。農地区分は、第2種農地と判断しました。

第14号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。農地区分は、第2種農地と判断しました。

第15号は、借受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。農地区分は、第2種農地と判断しました。

第16号は、借受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、大東地域に係る申請2件です。

第17号は、借受人が従業員駐車場として利用するため一時転用申請するものです。農地区分は、第2種農地と判断しました。

第18号は、譲受人が自己住宅を建築するために転用申請するものです。農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、千厩地域に係る申請3件です。

第19号は、借受人が岩石採取場として利用するため一時転用申請するものです。農地区分は、第2種農地と判断しました。

第20号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。農地区分は、第2種農地と判断しました。

第21号は、借受人が駐車場として利用するため転用申請するものです。農地区分は、第2種農地と判断しました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、21件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第250号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果及び報告をお願いいたします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いいたします。

9番

一関地域の農地法第5条の現地調査報告を行います。

永畠 幸一 委員

現地調査日並びに調査員については第3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続予定であるため、周辺農地に影響はないと思われま

す。
第2号、第3号、申請人が自社で請け負う公共下水道工事等に
伴う発生土の処理場として一時的に利用する計画であり、事業完
了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はない
と思われま

す。
第4号、申請人が公共下水道工事に伴う駐車場及び資材置場と
して一時的に利用する計画であり、事業完了後は速やかに農地へ
復旧する予定で、周辺農地に影響はないと思われま

す。
第5号、申請人が自宅への進入路の拡幅及び駐車場として整備
する計画であり、排水は雨水のみで、周辺農地に影響はないと思
われま

す。
第6号、申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水
は雨水のみで、周辺農地に影響はないと思われま

す。
第7号、申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水
は雨水のみで、周辺農地に影響はないと思われま

す。
第8号、申請人が建売分譲する計画であり、排水は公共下水道
へ接続する予定のため、周辺農地に影響はないと思われま

す。
第9号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共
下水道への接続を予定しているため、周辺農地に影響はないと思
われま

す。
第10号、申請人が建売分譲する計画であり、排水は合併処理浄
化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思
われま

す。
第11号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併
処理浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はな
いと思われま

す。
第12号、申請人が公共工事に伴う現場事務所及び資材置場とし
て一時的に利用する計画であり、事業完了後は速やかに農地へ復
旧することから、周辺農地に影響はないと思われま

以上で報告を終わります。

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いいたします。

議 長

3番
皆川 清喜 委員

花泉地域の農地法第5条の現地調査報告を行います。

現地調査日は令和3年6月11日、午前9時より、調査員は農業委員 私 皆川、農地利用最適化推進委員 及川委員、佐藤委員、支所職員 後藤産業建設課主任。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第13号、申請人が太陽光発電設備を整備する計画で、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われます。

第14号、申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地への影響はないものと思われます。

第15号、申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地への影響はないものと思われます。

第16号、申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないものと思われます。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いいたします。

11番
石川 誠司 委員

大東地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

調査員等は3条と同じですので割愛させていただきます。

第17号、申請人が自社の用に供する従業員駐車場として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないものと思われます。

第18号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道への接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いいたします。

12番
佐藤 繁 委員

千厩地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和3年6月11日、午前9時30分より、現地調査員、農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 小野寺委員、遠藤委員、支所職員 金野産業建設課主事。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、次のとおり報告いたします。

第19号、申請人が自社の用に供する岩石採取場として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。第20号、申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。第21号、申請人が自社の用に供する駐車場として整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

議 長

21番
畠山 潔 委員

15番、農地面積は395㎡で設置する太陽光のパネルの面積は470.92㎡で、農地面積より多く、備考欄に併用地とありますので、併用地に設置する分を含めた面積かと思うので、併用地についても説明をお願いしたいと思います。

局 長 補 佐
議 長

併用地は、申請地の南に隣接する原野、681㎡でございます。

よろしいですか。

21番
畠山 潔 委員
局 長 補 佐

面積的に、設置の主となるのは農地と原野のどちらですか。

議 長

両方の土地を最大限、活用する形で設置しますので、どちらが主ということではございません。

よろしいですか。

21番
畠山 潔 委員

現地調査時に確認していると思うので、このようなケースの際には、総会の時に検討するのも一つだと思うのですが、今後のためご検討願います。

以上です。

議 長

今後のために検討いたしますということでよろしいですね、事務局。

局 長 補 佐

ありがとうございます。

1点確認ですが、併用地がある場合ということでよろしいでしょうか、それとも全てについてということでしょうか。

21番
畠山 潔 委員
局長 補 佐

議 長

議 長

議 長

議 長

議 長

局長 補 佐

議 長

併用地がある場合、お願いします。

それでは、併用地がある場合ということで検討させていただきます。

そのほかございませんか。

(なしの声あり)

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第250号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

挙手満場と認めます。

よって、「議案第250号」を許可相当と決します。

次に、「議案第251号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

議案第251号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出があったので、意見を求めるものです。

最初に千厩地域に係る申請1件です。

第1号は、平成27年6月15日付けで岩石採取の工事用仮設道路として利用するために一時転用許可を受け、平成30年8月10日付けで期間延長の許可を受けていましたが、計画の採取量を確保できていないため、再度転用期間の延長を申請するものです。

次に、藤沢地域に係る申請1件です。

第2号は、平成30年7月26日付けで土砂採取のための仮設道路及び運搬車両待機スペースとして利用するために一時転用許可を受け、令和元年8月22日及び令和2年7月3日付けで期間延長の許可を受けていましたが、納入先の工事の進捗が遅れていること、また、新たに災害復旧工事への土砂納入を受注したため、再度転用期間の延長を申請するものです。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第251号」の説明を終わります。

審議願います。

議 長	(なしの声あり) 審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
議 長	(異議なしの声あり) 異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第251号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。
議 長	(挙手満場) 挙手満場と認めます。
議 長	よって、「議案第251号」を許可相当と決します。
局 長 補 佐	次に、「議案第252号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。 局長補佐より説明いたさせます。 議案第252号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。 一関市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。 本議案に係る申請は、貸借権設定が14件、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式が18件、集団案件一括方式が2件です。 初めに貸借権設定ですが、第1号から、第4号までの4件は、一関地域に係る申請です。 第5号は、花泉地域に係る申請です。 第6号は、大東地域に係る申請です。 第7号から、第13号までの7件は、室根地域に係る申請です。 第14号は、藤沢地域に係る申請です。 次に、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式です。 第1号から、第12号までの12件は、一関地域に係る申請です。 第13号から、第14号までの2件は、花泉地域に係る申請です。 第15号から、第17号までの3件は、室根地域に係る申請です。 第18号は、川崎地域に係る申請です。 次に、農地中間管理機構との貸借で集団案件一括方式です。 第1号から第2号までの2件は、藤沢地域に係る申請です。 以上、各申請の詳細については記載のとおりです。 また、以上の計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。 以上で説明を終わります。

議	長	<p>以上で「議案第252号」の説明を終わります。</p> <p>なお、貸借権設定第6号について、16番 小山 悦郎 委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第252号 一関市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定第6号を除き可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第252号」について、貸借権設定第6号を除き可と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第252号」、貸借権設定第6号について審議いたします。</p> <p>小山 悦郎 委員は退室願います。</p> <p>(午後2時27分 退室)</p>
議	長	<p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第252号」、貸借権設定第6号について可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第252号」、貸借権設定第6号を可と決します。</p> <p>小山 悦郎 委員は入室願います。</p> <p>(午後2時28分 入室)</p>
議	長	<p>小山 悦郎 委員に申し上げます。</p> <p>「議案第252号」、貸借権設定第6号は可と決しました。</p>
議	長	<p>次に、「議案第253号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p>

局長補佐

議案第253号 農用地利用配分計画案に係る意見について、内容をご説明いたします。

一関市長より、農用地利用配分計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、貸借の移転が4件です。

第1号、第2号は、一関地域に係る申請です。

第3号は、藤沢地域に係る申請です。

第4号は、川崎地域に係る申請です。

以上、申請の内容については記載のとおりです。

また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果、十分満たしております。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「議案第253号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第253号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第253号」を可と決します。

議長

次に、「議案第254号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局長補佐

議案第254号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。

本議案に係る申請は4件で、花泉地域、大東地域、千厩地域、藤沢地域の各1件です。

いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。

議 長

以上で説明を終わります。

以上で「議案第254号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

3番

皆川 清喜 委員

最初に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いいたします。

花泉地域の農地法適用外の現地調査報告を行います。

現地調査日、調査員は5条と同じですので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、平成8年頃から廃材置場等として利用しており、既に農地性は失われております。

以上、報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

11番

石川 誠司 委員

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いいたします。

調査員等は3条と同じですので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書のとおり現地調査を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第2号、申請地は、昭和52年頃から農業用施設及び宅地の一部として利用しており、既に農地性は失われております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

12番

佐藤 繁 委員

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いいたします。

千厩地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員については5条と同じですので割愛いたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第3号、申請地は、平成13年頃から駐車場として利用しており、既に農地性は失われております。

以上、報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

14番

畠山 信吾 委員

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いいたします。

藤沢地域の農地法適用外現地調査の報告をいたします。

調査日、調査員につきましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

		<p>第4号、申請地は、平成5年頃からため池として利用しており、既に農地性は失われております。</p> <p>報告を終わります。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で現地調査の結果報告を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことです。審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第254号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第254号」を可と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第255号 荒廃農地に係る農地法第2条1項の「農地」の該当判断について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p>
局長補佐		<p>議案第255号 荒廃農地に係る農地法第2条第1項の「農地」の該当判断について、内容をご説明いたします。</p> <p>荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づき、農地・非農地の判断を求めるものです。</p> <p>本議案につきましては、先ほど農地専門委員長から報告がございましたが、第1号は大東地域に係る案件で、令和2年度調査によりB分類と判定された農地について、令和3年3月総会の議案に漏れたものでございます。</p> <p>第2号から第8号までの7件は川崎地域に係る案件です。</p> <p>3条申請第9号の生前一括贈与の申請に伴い、対象地の現況を精査したところ、山林原野化している農地が7筆確認され、農地としての贈与は不適切であるため、非農地判断を求めるものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「議案第255号」の説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p>

議	長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第255号 荒廃農地に係る農地法第2条第1項の「農地」の該当判断について」を可と決する方は挙手願います。</p>
議	長	<p>(挙手満場)</p> <p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第255号」を可と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第256号 令和2年度一関市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について」を上程いたします。</p>
局長補佐		<p>局長補佐より説明いたさせます。</p> <p>議案第256号 令和2年度一関市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について、ご説明いたします。</p> <p>これは、農業委員会の事務について、その運営の透明性を確保するため、農業委員会における事務の実施状況について、情報の公表が義務付けられていることから、報告のとおり決定することについて、議決を求めるものです。</p> <p>1の農業委員会の状況は、農業の概要、農業委員会の現在の体制ということですので、ここはお目通しいただきたいと思っております。</p> <p>2、担い手への農地の利用集積・集約化の状況ではありますが、令和2年度は9,850haの集積目標を掲げたところでしたが、集積実績は9,709haで、新規の集積実績は2ha、達成状況は98.57%となっています。</p> <p>3、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございますが、令和2年度の目標及び実績について、参入目標は2経営体、20haでしたが、参入実績は18経営体、70.31haとなりました。</p> <p>4、遊休農地に関する措置に関する評価ではありますが、令和2年度の目標及び実績について、解消目標100haに対して解消実績3haで達成状況は3%でありました。</p> <p>中山間地で圃場条件が良いとは言えない遊休農地が多く、解消が進まなかったものです。</p> <p>5、違反転用への適正な対応についてでございますが、農地パトロールなどの結果、令和2年度において違反転用農地は確認されませんでした。</p>

6、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検であります。農地法第3条に基づく許可事務及び農地転用に関する事務については、農業委員及び農地利用最適化推進委員と事務局職員により、申請書類の確認、現地調査などを行い総会で審議し、その結果は市のホームページで公表しているところでございます。

農地所有適格法人からの報告への対応でありますけれども、提出の遅れる法人があることから、督促をして報告の指導を行っております。

情報の提供等については、賃借料情報、それから農地の権利移動の状況等を適切に公表、報告しているところであります。

7、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容については、該当がなかったところであります。

8、事務の実施状況の公表については、総会の議事録及び活動計画の点検・評価について、市のホームページにより公表しているところであります。

農地等利用最適化推進に関する意見の提出については、一関市長に「農地等の利用の最適化の推進に関する意見書」を提出したところであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第256号」の説明を終わります。

11番
石川 誠司 委員

審議願います。

報告書を提出しなかった農地所有適格化法人、27法人に引き続き督促、指導を行うということですが、指導や督促は何回くらい行っているのでしょうか。

局 長 補 佐

法人ごとに決算期が違うため、決算後3か月以内に農業委員会に報告することになっております。

そのため、原則、3か月を待って4か月目の末日に報告書を提出していない法人に対して、全て文書による督促を行っております。

議 長

原則は1回ですが、提出がない法人については、数回の督促、電話等も含めまして催促を行っているところでございます。

11番
石川 誠司 委員

よろしいですか。

この項目は毎年、質問があり、報告書を提出しない法人については、資格を外す方向で検討したらいいのではないかという話も出たこともあると思いましたが、事務局はどうお考えですか。

局長 補佐

報告については、原則1回でございます。
ただし、繰り返しになりますが、出していただけない法人についてはたびたび催促しているところであります。

おっしゃるとおり、提出がない以上、適格法人から外すべきというご意見ももつともだと思えます。その場合、法人は農地を所有できなくなりますので、法人の所有する農地をどこかに移転しなければならないということになります。

27法人の中には現在活動を中止している法人があり、農地の引き受け手がなく、農地を手放せないため、適格法人から除外したいところです。しかし、国の方針が農地を所有している以上は適格法人として管理しなさいということで、単純に、報告書の提出がないので、農地所有適格法人から外せないという事情があることを、ご理解いただきたいと思えます。

議長 長
11番
石川 誠司 委員

今後検討していくという形によろしいですか。
それでは、次からそのような法人等は、パトロールの際に、農業委員、農地利用最適化推進委員が出向き、直接面談のうえ指導すべきではないかと思えます。

議長 長
18番
佐藤 多賀幸 委員

以上です。
ご意見として伺っておきます。
そのほかございませんか。
管内の農地所有適格法人数が70と資料にあります。
全体で耕作している、所有している面積等が資料に出てくればより分かりやすいと思えます。

局長 補佐

なお、農地所有適格法人には至らない、営農組合等の任意の組織の数も把握されていると思えますので、資料に表示し、集積の進捗状況がわかるようにしていただければよいと思えます。

よろしく申し上げます。
適格法人の所有面積は、70法人で約2,000haです。
1法人あたり平均で28haほどです。
資料の表示につきましては、全国統一の様式でございますので、表示されない部分はございますが、ご質問があればお答えできるように資料整備をしていきたいと思えます。

議長 長

以上です。
そのほかございませんか。
(なしの声あり)

議長 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

議	長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第256号 令和2年度一関市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について」を可と決する方は挙手願います。</p>
議	長	<p>(挙手満場)</p> <p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第256号」は可と決しました。</p>
議	長	<p>次に、「議案257号 令和3年度一関市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p>
局長補佐		<p>「議案第257号 令和3年度一関市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」をご説明いたします。</p> <p>これは、令和2年度の実績と評価をもとに、令和3年度の農業委員会の活動方針及び活動計画について、議決を求めるものです。</p> <p>1、農業委員会の状況については、農家・農地等の概要、農業委員会の現在の体制でありますので、お目通しいただきたいと思っております。</p> <p>2、担い手への農地の利用集積・集約化であります。令和3年度の目標集積面積を9,809ha、うち新規集積面積を100haとしております。</p> <p>3、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進については、令和3年度の目標を11経営体、63haとしております。</p> <p>4、遊休農地に関する措置については、令和3年度の遊休農地の解消目標面積を25haとしております。</p> <p>以上の、担い手への集積面積、新規参入の経営体、遊休農地の解消面積の目標については、過年度の実績等を参考に、現実的かつ積極的な目標を設定したものであります。</p> <p>5、違反転用への適正な対応については、農地パトロールを実施し、違反転用の確認を引き続き強化していくこととしております。</p>
議	長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>以上で「議案257号」の説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>

議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第257号 令和3年度一関市農業委員会の目標及びその 達成に向けた活動計画の決定について」を可と決する方は挙手願 います。
議	長	(挙手満場) 挙手満場と認めます。
議	長	よって、「議案第257号」は可と決します。 以上で議案審議が終了いたしました。 第34回一関市農業委員会総会を閉会いたします。 どうもありがとうございました。 (午後2時55分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員